

○幸田町教育委員会会議規則

昭和31年10月3日

教委規則第2号

改正 平成27年4月1日教委規則第2号

令和3年3月31日教委規則第3号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 教育長職務代理者の指名（第2条）

第3章 会議（第3条～第13条）

第4章 会議録（第14条・第15条）

第5章 雑則（第16条～第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。次条において「法」という。）第16条の規定に基づき、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 教育長職務代理者の指名

第2条 法第13条第2項の規定による教育長の職務を代理する委員については、教育長がこれを指名する。

第3章 会議

（会議の招集）

第3条 会議の招集は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ教育委員会委員（以下「委員」という。）に通知して行う。

2 会議の招集を行った場合には、教育長は、直ちに会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事件を告示するものとする。ただし、急施を要するときは、この限りでない。

第4条 委員は、招集の当日指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。

2 委員は、招集に応ずることができないときは、その事由を具して会議開会前までに教育長に届け出なければならない。

（定例会及び臨時会）

第5条 会議は、定例会及び臨時会とし、その会期は1日とする。ただし、出席委員の過半数が必要であると認めるときは、会期を延長することができる。

2 定例会は、毎月5日に招集し、その日が休日の場合は翌日とする。ただし、教育長が特別

の理由があると認めるときは、変更することができる。

3 臨時会は、教育長が必要と認めるとき又は委員2人以上から書面で開催の請求があったときは、その事件に限り開くものとする。

(議席)

第6条 委員の議席は、教育長が定める。

(開会及び閉会)

第7条 開会及び閉会は、教育長が宣告する。

(議事日程)

第8条 教育長は、議事日程を作成し、あらかじめ委員に配布しなければならない。ただし、急施を要する場合は、これを省略することができる。

(会議の順序)

第9条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- (1) 開会
- (2) 前回会議録の承認
- (3) 報告事項
- (4) 議事
- (5) その他
- (6) 閉会

(動議)

第10条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、教育長は、会議に諮ってこれを議題としなければならない。

(発言)

第11条 発言しようとする者は、教育長の許可を得なければならない。

2 2人以上が発言を求めたときは、教育長は、先に発言したと認めた者に指名して発言させるものとする。

3 1議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。

4 教育長は、発言について時間を制限することができる。

(採決)

第12条 教育長において議題につき論旨が尽きたと認めるときは、会議に諮って採決しなければならない。

2 採決の方法は、賛否の発言、記名投票又は無記名投票の3種とし、教育長が適宜これを採用する。

第13条 修正の動議は、原案に先だって可否を決する。ただし、修正の動議が数箇あるとき

は、原案に最も遠いものから順次採決する。

2 すべての修正の動議が可決されたときは、原案について採決する。

#### 第4章 会議録

(会議録の記載事項)

第14条 会議録には、会議の次第及び次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 教育長及び出席委員の氏名
- (3) 出席した事務局職員の氏名
- (4) 報告事項の要旨
- (5) 議事の概要
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が会議に諮って必要と認められた事項

2 会議録に記載した事項に関して委員に異議があるときは、教育長は、これを会議に諮って決定する。

(会議録の作成等)

第15条 会議録は、教育長があらかじめ指定した事務局の職員が作成し、次回の会議において承認を受けなければならない。

2 会議において前項の承認をしたときは、教育長及び教育長が指名した委員1人並びに作成した職員が署名しなければならない。

#### 第5章 雑則

(請願及び陳情)

第16条 教育委員会に対して請願又は陳情をしようとする者は、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。

(会議の傍聴)

第17条 会議は、傍聴することができる。ただし、教育委員会において非公開としたときは、この限りでない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

#### 附 則

- 1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。
- 2 幸田町教育委員会会議規則（昭和29年幸田町教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則（平成27年4月1日教委規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の第2条から第16条まで及び第18条の規定は適用せず、この規則による改正前の第2条から第17条まで及び第19条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和3年3月31日教委規則第3号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。